

ae 社協だより

なごみ

2020年

11月

No.172

発行
社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会
〒648-0072 橋本市東家1丁目3番1号
橋本市保健福祉センター2階
電話 33-0294 FAX 33-4377
<http://hashimoto-syakyo.jp>

保育従事者のみなさんへ
マウスシールド700個を贈りました



マウスシールド 700 個を寄贈



9月29日（火）、市内の保育従事者のみなさんへ、マウスシールド約700個を本会から寄贈しました。贈呈式では、中尾千恵子氏（境原幼稚園園長）が代表として中西会長から受け取っていただきました。

会長からは、「口元が見えるマスクになっています。園児のみなさんとのコミュニケーションをとるためにも使ってください」と激励。

各園から、早速お礼状もいただきました。



令和2年度 ボランティア体験フェア中止について

毎年行っている「ボランティア体験フェア」は、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年度は開催を中止します。楽しみにされていた皆様には、大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくをお願いします。

◎問い合わせ
橋本市ボランティアサークル連絡協議会事務局
（橋本市社会福祉協議会内）
電話 33-0294

～社会福祉協議会からのお知らせ～

社会福祉協議会の介護職員募集

- 職種 登録ヘルパー
- 雇用形態 登録
- 仕事内容 (生活支援)調理、掃除、買い物等
(身体介護)食事、入浴介助、清拭
- 給与等 (生活支援)時給 1,000 円～
(身体介護)時給 1,400 円～
- 要資格 普通自動車第1種免許及び次のいずれか。
・ホームヘルパー2級
・介護職員初任者研修修了者
・介護福祉士
- 応募期間 随時
- 申込方法 「介護職員採用申込書（履歴書）」を提出してください。市社会福祉協議会で配布します。

◎お問い合わせ 市社会福祉協議会 担当：辻脇
電話 33-0294 FAX33-4377

日常生活を支える車椅子や福祉車両の貸し出しを行っています



1 車椅子

市内在住の方で、一時的に車椅子を必要とする方。利用期間は原則2週間程度もしくは1か月以内です。費用は無料です。

2 3 福祉車両

市内在住の障がい者、高齢者、歩行が困難で車椅子を利用されている方。原則3日以内が利用期間です。費用は無料です（使用燃料のみ自己負担）。申請は、希望する日の3か月前から1週間前までに提出が必要です。

※いずれも利用前にお電話で空き状況等をご確認ください。

電話：33-0294

無料配布

もしもの時のお助けアイテム

●救急医療情報キット「あんしんカプセル」

あんしんカプセルは、自宅で急に体調が悪くなるなど、救急搬送時に必要な「持病」「医療情報」「緊急時連絡先」などの情報を記したカードをカプセルに入れ冷蔵庫に保管、救急隊員から医師に必要な情報を伝え、迅速な治療に役立てます。

- *カプセルはペットボトル(500ml)程度の大きさ
- *お一人様につき1セット(カプセル、情報カード等)



●私の思いノート「エンディングノート」

「いざという時」に、あなたの大切な人へあなたの「思い」(思い)を伝えます。「もしもの時」に役立つよう、自分の大切な情報を記録しておきましょう。内容は、私のプロフィール(預貯金・保険・年金等)、病気(告知・延命治療)、介護が必要になった時、葬儀、お墓等です。

- *ノートはB5版52ページ
- *お一人様1冊



善意のお気持ち

市社会福祉協議会では、市民のみなさまからの「地域のために使ってほしい」という思いのこもった金銭や物品等をお預かりして、地域福祉のために大切にしています。みなさまのあたたかい善意をお待ちしています。

【遺志金】

- ・松本久仁彦 様(高野口町名倉) 10,000円
亡父 松本好央 様の遺志として

【一般寄付】

- ・隅田学童クローバー 様 5,260円
- ・紀北ブロック橋本支部グラウンド・ゴルフ協会 様 3,600円
- ・匿名 1,000円
- ・匿名 3,000円

【寄贈品】

- ・匿名 紙おむつ

使用済み切手・書き損じはがき等をいただきました

(敬称略)

山本千穂/辻 眞理/井藤昌子/榎木由光/木全満知子/
匿名
橋本市障害児者父母の会/悠久の杜保護者会/
恋野区11班サロンびわのこ/
(株)リビングセンター長野/橋本市役所/
紀見北地区民生委員児童委員協議会/
医療法人敬英会 グリーンガーデン橋本/
紀見北地区公民館/隅田クラブ/
株式会社ファクトジャパン

「隅田学童クローバー」の児童のみなさんが、一生懸命に栽培した野菜を販売。その売り上げのお金を本会に寄付していただきました。大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業および減収等により生活資金（家賃・食費・光熱費等）でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を実施しています。なお、**受付期間が延長され12月末日までとなっています。**

◎令和2年10月1日以降、一部取扱いが変更となりました。

- ① 総合支援資金の借入申込にあたって、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必須となりました。
- ② 借入申込額は、原則として新型コロナウイルス感染症の影響で減収した額が上限額となります。必要額が減収額を上回る場合は、借入申込の際にご相談ください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことを証する書類の提出を求める場合があります。

■詳細については、市社会福祉協議会までお問合せいただくか、ホームページでご確認ください。
相談・面談を希望される方は、事前にご連絡ください。電話：33-0294

社協の相談事業 相談予定カレンダー

◎心配ごと相談

11月2日（月）・6日（金）・16日（月）
13:00～16:00

日常生活の悩みごとや心配ごと。

◎暮らしの安全・防災のご相談

11月5日（木）13:00～16:00

テーマ：家具転倒防止

◎まちの法律家なんでも相談

11月19日（木）13:00～16:00

相続・遺言・成年後見制度など

※要予約（先着4名まで）

◎生活福祉資金貸付相談

（月）～（金）9:00～17:00

失業による生活再建、入学・就学費など

◎介護相談

（月）～（金）9:00～17:00

介護に関すること

※相談場所はいずれも橋本市保健福祉センター。

（心配ごと相談は金曜日のみ高野口地区公民館）

※相談に関する問い合わせ先は、市社会福祉協議会

電話：33-0294まで。

コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談事業を中止する場合がありますのでご了承ください。

橋本防災士の会より

もしもの時のいつもの備え

Vol.10 海・山・川での危機や都市災害で生き抜く知恵

山・海・川に潜む危険と対策

- ①道に迷ったときの対処方法
- ②転倒や滑落をした時の対処方法
- ③防波堤の危険と対処方法
- ④溺れている人を発見した時の対処方法

外出先や会社に出勤している時に地震遭遇（帰宅困難者）

都会で地震に遭遇した時、電車や自動車が走れなくなった道路を徒歩で帰宅することになります。帰宅するために「帰宅地図」を作成しておくことは不可欠なので、実際に歩いてみることも必要です。水やトイレの補給地点を事前にハザードマップで確認しておけば安心。外出時に持ち歩く必要な物も備えましょう。

◎「暮らしの安全・防災」のご相談では、**テーマ以外の事でもお伺いします。**

※防災士資格をお持ちの方、橋本防災士の会に参加しませんか。会では現在、2名の女性会員がおられます。女性の方、歓迎します。

いれあいネットワーク

社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会

社協ホームページ

橋本市社協

